

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

国土強靱化に資する社会資本整備等に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年10月21日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

いしかわ まさき

笠 井 まなみ

あ べ な お

たけいし よういち

石 川 まさゆき

沼 崎 雅 之

えびな 安 信

高 橋 ひでとし

菅 原 範 明

佐 藤 さだお

松 田 卓 也

杉 山 允 孝

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

本市は、四季折々の美しい自然環境に恵まれ、豊富で新鮮な食により我が国の食料供給の一翼を担うとともに、先人たちが築いてきた歴史、文化や気候風土など本市ならではの魅力を有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを進めている。

その中で、地域の生活や産業を支える社会資本の整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害への対応や今後一斉に更新期を迎える公共施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流を活性化させるほか、物流の効率化による生産性向上や大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本市においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の市民生活の安全、安心を図ることが必要である。

しかし、地方財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中でも、必要となる社会資本の整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋りょう、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流の活性化と、物流の効率化による生産性向上に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い幹線道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和7年度から舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期間における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

- 6 社会資本の維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 7 冬期間における円滑な交通確保のため、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 8 堤防整備、ダム建設等の治水対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、市町村が管理する普通河川を含む小規模河川の改修に対応した財政・技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 9 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会